



# 2023年度学生応援企画



## 介護福祉士 になりたい学生様へ 奨学生募集のご案内

高等学校卒業



大学・専門学校・短大

例：月4万円×24回（2年）  
総額96万円  
（最大200万円まで増額可能）



介護福祉国家試験



卒業

みなみの苑に就職

（介護福祉士国家試験合格後 1～2年間の勤務実績で返済免除）

### 『対象』

介護福祉士資格が取得できる学科に入学予定、または在学中の方

### 『金額』

例：月額4万円 卒業まで毎月貸与

※金額は学生様の状況により増額のご相談が可能です

### 『審査方法』

書類審査、面接

### 『申請時期』

随時受付可能

（年度の定員数に到達次第終了）

特別養護老人ホーム

みなみの苑 担当：久松

TEL：048-934-0373

他の奨学金  
とも併用が  
可能です。

## Q & A

### Q1: 月額の手当金額はどのように決まりますか？

・Ans: 例として月額4万円となっていますが、学生様の状況に応じて増額のご相談が可能です。  
柔軟に対応しておりますので気軽にご相談下さい。

### Q2: 返還免除の年数はどのように決まりますか？

・Ans: 貸与の総額によって返還免除には3パターンの勤務実績が必要になります。

- ①10万～50万 国家試験合格後1年間の勤務実績で返還免除
- ②51万～100万 国家試験合格後2年間の勤務実績で返還免除
- ③101万～200万 国家試験合格後3年間の勤務実績で返還免除

### Q3: 増額できた場合、貸与の最大額はいくらになりますか？また、貸与に条件などはありますか？

・Ans: 貸与の最大額は200万円になります。

入学～卒業までの修学費(授業料+入学金)の総額で最大額が変動します。

例①修学費(授業料+入学金)の総額が200万円以下⇒授業料の総額と同額まで貸与が可能

②修学費(授業料+入学金)の総額が200万円以上⇒最大額の200万円まで貸与が可能

ただし、奨学金の総額が他支援も合わせて修学費を超えない様に最大貸与可能額が調整されます。

例①修学費が230万の学校に通われている場合、日本学生支援機構から150万受けている人は80万が貸与の限度額になります。

## Q & A

### Q4: 卒業が近い学生でも奨学金の対象者になれますか？

・Ans: 可能です。例えば卒業まで残り半年の学生様で、最大額の200万円の貸与を希望された場合は、貸与額を6回に分けて、毎月33.3万円が振り込まれます。

### Q5: 奨学金受給条件に保証人は必要ですか？

・Ans: 原則として3親等以内の連帯保証人が2人必要となります。  
状況次第では3親等外や、1人でもご相談が可能です。

### Q6: 介護養成校に在学中です。奨学金の受給開始はいつからですか？

・Ans: 時期に限らず審査終了後、準備が完了次第受給開始となります。

### Q7: 既に日本学生支援機構などから奨学金の給付を受けている場合でも応募はできますか？

・Ans: 他に受けている奨学金の有無に限らずお申込み頂く事が可能です。  
ただし、埼玉県の施設で働くことになるので、都道府県から奨学金を受給している人は各返還条件にご注意下さい。

### Q8: 入職後、奨学金を受給した人とそうでない人で給与等に差はありますか？

・Ans: 給与、賞与、昇給、昇格等の差は一切ありません。

## Q & A

### Q9: 返済免除期間満了前に退職した場合、奨学金の返済はどうなりますか？

・Ans: 奨学金の残額を一括で返済する必要がある。

返済金額は「奨学金貸与総額 - (奨学金貸与総額 ÷ 返還免除月数 × 試験合格後の在籍月数)」

※最後に小数点切り上げ

### Q10: 入職後に病気や妊娠などで休職した場合はどうなりますか？

・Ans: 奨学金返済免除には常勤での勤務実績が必要になりますので、休職期間があった場合はその期間分の返還免除期間が延長されます。

### Q11: 介護福祉士国家試験に不合格になってしまった場合、受給していた奨学金はどうなりますか？

・Ans: 支給した奨学金の全額を返還する。ただし翌年に再受験する意志表示があれば返還を猶予する。

最終的に5年間勤務して期間限定資格ではなく永続資格になってから1～3年間勤務した場合は不合格続きでも返済免除となる。(最大6～8年)

## Q & A

**Q12: 介護福祉士養成校を休学・停学となってしまう場合、受給していた奨学金はどうなりますか？**

・Ans: 奨学金は一旦停止となり、休学・停学の理由によっては、支給の打ち切りとなり、奨学金の全額を返還する。

**Q13: 新生活応援費用との併用は可能でしょうか？**

・Ans: 奨学金を受ける場合は、新生活応援費用との併用は出来ません。

**Q14: 遠方から出てくる予定ですが、就職後帰省は可能ですか？**

・Ans: 年に1度、最大7日間のリフレッシュ休暇が取得出来るので、遠方でも帰省する機会は作れます。

**Q15: 新生活応援費用には返還義務はありますか？**

・Ans: 返還義務はありませんが、試用期間(3ヶ月)終了後の給付となります。

**Q16: 通勤方法は何がありますか？**

・Ans: 自動車通勤、または電車で吉川美南駅まで移動後に自転車か徒歩での移動が主となります。